

平成30年生駒市農業委員会第5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年5月11日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	10番 中谷 佳津代

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 9番 中本 真人

説明者 事務局 局長 林 宏次

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
4. 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5. 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法施行規則第53条第14号による届出について
3. 農地の転用事実に関する照会について

4. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案及び位置図」
- 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- 生産緑地の取得の斡旋について

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員

5番 池田 委員

6番 有山 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

近鉄生駒線南生駒駅の東約100mのところに位置する小瀬町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は、相続により本農地を取得したが、東大阪市に在住しており農業経営を継続していくことが難しいことから、申請地から10mのところに住居のある譲受人に売買することになった次第。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.2の申請地の位置について

県立生駒高等学校の西約300mのところに位置する壱分町地内の農地。

申請理由について

使用貸人は、今まで農業経営を行ってきたが、高齢になったことから、営農を続けていくことが難しくなってきた。遠戚にあたる使用借人が本農地で営農をすることとなった次第。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1~2について地元推進委員の中井委員へ補足説明を依頼。

○中井委員

No.1の農地は笹が密集する区域と隣接する農地でありながら、草刈りによりしっかり管理されており、近隣の農家に譲られるということで有効に活用していただけると期待している。

No.2についてだが、高齢により経営の難しくなった農地を、親戚筋の農家が耕作することで問題はないかと思われる。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第4条第1項について

所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、以下の申請がでてきたもの。

○主幹

No.1の申請地の位置について

西白庭台住宅地の北約200mのところに位置する北田原町内の農地。

申請理由について

申請者は、同じ北田原町地内で建設業を営んでいる法人の経営をしていることから、本農地を転用して、自身が経営している法人に貸し出すことになった次第。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び隣接農地所有者の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題ない。

現地調査について

また、本案件は、今月8日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、申請の許可権者は奈良県知事であり転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 農地法4条について地元農業委員の池田委員へ補足説明を依頼。

○池田委員

本農地は北田原工業団地に近く、田として利用するのに非常に難しいため、畑として利用している。今回青空資材置場として利用するというので、問題はないかと考える。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

なお、農地法第4条許可申請については、奈良県知事が許可権利者であり、いずれの案件についても面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、これらの申請を奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」事務局からの説明を依頼。

○局長 〔議案読み上げ〕

本申請については、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、同計画が適当であるかどうか認定するに際し、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、意見をお願いする。

当該人は、さまざまな支援制度が受けられる認定農業者になることを企図し、農業経

営改善計画を立案し、生駒市には計画書の審査による認定農業者の認定を求めている。
生駒市は認定に際し、農業委員会に意見を求めているところ。

[農業経営改善計画認定申請書を読み上げ]

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○西口委員

農業経営改善計画認定申請書を提出している目的は何か。

○主幹 認定農業者と認定されるためである。指定を受けると、長期低利で融資が受けられる『スーパーL資金』といった支援を受けることができる。

○中井委員

計画書によると既に利益を上げているようだが、新たに認定を受ける意図を知りたい。

○主幹 当該人は近隣町で認定新規就農者として登録されており、平成23年から5年間資金による支援を受けてきたが、期限を超えたため、生駒市で認定農業者として認定を受け、新たな資金による支援を受けたいところである。『スーパーL資金』は日本政策金融公庫による支援であり、長期低金利の資金である。

○異課長補佐（農林課）

日本政策金融公庫は、資金による支援をするために、当該人と面談し、公庫独自の基準で審査することとなる。

○主幹 実際の認定農業者の指定は生駒市が行う。当該人は今後の経営拡大において、農業委員会から良好な農地の斡旋を受けたい意図があるので、各委員におかれては高山、南田原の農地などの紹介等お願いしたいところ。

○会長 農業委員会で斡旋を期待されているのであれば、移転手続きの際に経営面で十分アピールできることを条件にしたい。

○中井委員

現在経営農地が南田原ということで、南田原の中で借り手を探している農地はあるのか。

○主幹 斡旋を希望する農地はあるが、まだ当該人に知らせていない。

○会長 委員会としても、今後利用状況調査を通して、斡旋希望のある農地の情報を収集することになるので、耕作の希望があれば当該人に受けてもらうことも期待できる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認を宣言、生駒市長に対して、「異議なし」と回答する。

議案第4号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明を事

務局に依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長 [内容の説明]

○係長 審議について依頼。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 承認について異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第4号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の承認を宣言。事務局に奈良県を通じて農林水産省への報告、市ホームページによる公開を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～36については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

○係員 [議案読み上げ]

概要説明

農地法第5条の許可申請承認では、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要であるが、同じ農地法第5条1項7号の中で、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定を設けている。同53条の第14号で、認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線、支柱、中継施設、道路、敷地等を利用する目的の転用を定めており、許可が必要ではないということになる。具体的には事業者が県と協議をすることで、転用事業を進めることができる。

このような経緯で転用に関する通知があったことを報告するもの。

No.1 の申請地の位置について

奈良交通たんだ橋の北西約600mのところに位置する生駒市高山町大北地区内の農地2筆。

報告事項

県と事業者との協議があり、電力供給のため電柱の設置を目的とした永久転用の通知があったもの。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1 については、小高い台地にあり、約10年前から耕作されておらず、現況は原野化しており、農地に回復することは不可能な土地だが、地目が農地のままにされていた土地。

No.2～3 については、市街化区域であり現況は雑種地だが、平成14年に4条の駐車場を目的として転用手続きが踏まれており、長らく駐車場として利用されていたにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農地利用最適化推進委員さんと現地調査の結果、現在においても農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているもの。市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあり、通常は、30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。

しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続きは、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であり、生駒市に対して買い取り申出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

本件については、従事することが不可能とさせる故障を理由として、生産緑地の主たる従事者から申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

生産緑地の行為制限が解除になった場合は、通常の市街化区域内農地としての扱いになり、通常の農地転用手続を踏めば、農地転用が可能となる。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係員 [議案読み上げ]

本報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用許可後に転用事業者から工事完了報告があったもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○西口委員

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」、借地人として借りている農地を、遠隔地の相続人が相続することになっているが耕作されているのか。

○主幹 実際には経営されていない。相続人の両親も既に亡くなっているので、以前から遊休農地であったと考えられる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 「生産緑地の取得の斡旋について」についての説明を事務局に依頼。

○係員 内容について説明

生産緑地法第10条の規定により、生駒市長から生産緑地取得に関する斡旋の依頼が来ている。

本件は、平成30年7月4日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がありますので、次回6月の委員会で3条の審議が必要となる。各委員におかれては各農家の方のご希望を受けることがあれば、3条の手続きを案内するなど依頼する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 その他の説明を事務局に依頼。

○係員 「農地利用最適化交付金について」

農地利用最適化交付金事業は、担い手への農地の集積、遊休農地対策などの活動を推進する事業に関する交付金事業で、平成29年度からスタートしている。

交付金は、成果をあげるための活動の工数に支払う、活動報酬と各年12月末までの成果そのものを評価する成果報酬との2つで組み立てられているもの。

平成29年度の活動報酬は、勤務管理報告書の記録から、それに応じた報酬額があり、また、平成29年第12回委員会で審議のあった件については、計0.9haの集積を実施した成果実績があり、この結果として成果報酬を支給したい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 6月12日(火)午後2時 401、402会議室

現地調査 6月8日(金)午後1時30分

前日6月7日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

案件の多い場合は午前中から調査を開始することとしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後3時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 政明

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 有山 兼吉
